

静岡市告示第95号

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（令和2年静岡市告示第484号）の一部を次のように改正する。

令和6年2月28日

静岡市長 難波 喬 司



第2項の表備考に次のように加える。

8 措置児童等が、扶養義務者の児童、当該扶養義務者の児童であった者及び当該扶養義務者又はその配偶者の直系卑属（当該扶養義務者の児童及び当該扶養義務者の児童であった者を除く。）（当該扶養義務者と生計を一にする者に限る。）が2人以上いる扶養義務者との世帯に属する者（最年長者である者を除く。）であって、出生から満3歳に到達した日以後最初の4月1日に達する日までの者であった場合は、児童福祉法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示の規定は、この告示の施行の日以後に行われた児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施（以下「助産の実施等」という。）に要する費用に係る徴収基準について適

用し、同日前に行われた助産の実施等に要する費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。